

愛知地方最低賃金審議会 第4回愛知県最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和7年8月21日(木) 午前9時00分～午前10時12分

場 所 桜華会館本館 2階 梅の間

出席者

(公益代表委員) 中山部会長、長谷川部会長代理、水野委員

(労働者代表委員) 安藤委員、寺田委員、松村委員

(使用者代表委員) 岡安委員、古閑委員、堀江委員

(事務局) 高橋労働基準部長、佐野賃金課長、佐藤主席賃金指導官、
名倉課長補佐、松永専門監督官、水谷賃金指導官、
白川賃金指導官、丹下賃金調査員

議題 (1) 令和7年度愛知県最低賃金の改正について

(2) その他

議事

○白川賃金指導官

それでは、これより撮影を可能といたします。撮影される方は、撮影される場所へ移動していただき、撮影を行ってください。

(冒頭撮影)

○白川賃金指導官

報道機関の皆さんに申し上げます。撮影はここまでとさせていただきます。

(撮影終了)

○白川賃金指導官

それでは冒頭の撮影が終了しましたので、ただ今から、令和7年度愛知地方最低賃金審議会第4回愛知県最低賃金専門部会を開催いたします。

なお、本日の専門部会は公開となっているため、傍聴の方がいらっしゃることを併せてご報告させていただきます。

本日の資料につきましては、会議次第と配席図をお配りしております。ご確認いただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、以降の議事進行を中山部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○中山部会長

皆さま、おはようございます。朝早くからお集まりいただき、ありがとうございます。ただ今より第4回愛知県最低賃金専門部会を始めます。事務局は委員の出席状況について報告をしてください。

○白川賃金指導官

着座にて失礼いたします。

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は3名全員がご出席、労働者代表委員は3名全員がご出席、使用者代表委員は3名全員がご出席となっております。本日は9名全員がご出席されていますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満たしていることを併せてご報告いたします。

○中山部会長

ただ今、事務局より本部会は定足数を満たしている旨の報告がありました。

それでは、次第に従いまして議事を進めたいと思います。

議題(1)「令和7年度愛知県最低賃金の改正について」です。一昨日の審議を踏まえまして、改めて労使それぞれのお考えをお伺いしたいと思っています。

それでは最初に、労働者代表委員からお願ひしたいと思います。

○寺田委員

皆さま、おはようございます。労働者側代表の寺田です。よろしくお願ひします。

我々としては、先回から主張は大きく変わっておりません。先回から申し上げてきた考え方で、最後まで審議を行っていきたいと思っております。以上になります。

○中山部会長

ありがとうございます。

続きまして、使用者代表委員からお願ひいたします。

○岡安委員

岡安でございます。私どもも主張させていただく金額については、前回までの申し上げているとおりです。60円からプラスアルファが必要ではないかという

考えはありながらも、具体的な金額については使用者側としてなかなか取りまとめができないという状況でございます。

本日は公益委員の先生からご見解を出していただけるということですので、それを受けて我々としても、しっかりと判断していきたいと思っております。

本日、公益見解をいただくに当たっては、我々から補足させていただきたいことがございます。本来は、最低賃金の決定いうのは、労使が合意できるまで、きちんと話し合って、全会一致で決めるというのが望ましい姿であると思っています。ただし、議論を長引かせれば長引かせるほど、発効日が法律上、後ろ倒しになってしまうと、本来であれば、いち早く生活の安定というものを全ての労働者、当地の方に行き渡らせないといけないのが遅れてしまうこともありますので、私ども使用者側としましては、高い基準が今年は示されている中ではありますけれども、生活の安定という観点もしっかりと踏まえて、本日は話していきたいと、そのように考えてございます。以上です。

○中山部会長

ありがとうございました。

ただ今、労使双方の委員からお考えをお伺いましたが、それに質問等があればお願いしたいと思います。

(労使共に質問なし)

○中山部会長

よろしいですか。

改めてお考えをお伺いましたけれども、前回のとおりということで、労働者側は前回の最終的には 65 円ということですね。時給で働く人たちの賃上げ率が連合の調査によれば、6.01% だったということで、65 円の引上げをご主張されています。使用者側の方は、ただ今、岡安委員からありましたように、60 円というところから考えるというお話をしたので、まだ労使双方に隔たりがある状況となっています。

そのため、各側の主張とか意見等を踏まえまして、改めて各側個別で委員内の意見も調整していただき、もう一度意見をまとめていただきたいと思っております。そのため、専門部会については一旦休会とさせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○中山部会長

それでは、本専門部会を一旦休会とさせていただきます。

(一旦休会)

○中山部会長

それでは、専門部会を再開いたします。

労使双方から、金額に係る検討内容、妥協点を含めまして、改めてご意見を伺いたいと思います。

まず、労働代表委員からお願ひいたします。

○寺田委員

労働者代表委員の寺田です。よろしくお願ひします。

労働者側の方で改めて打合せをさせていただきました。ですが、やはりこれまで申し上げてきたとおり、この物価高の状況で生活が苦しいという状況でありますので、最低賃金近傍で働く方の生活を考えると、65円という主張は引下げることはできません。よろしくお願ひします。

○中山部会長

ありがとうございます。

続きまして、使用者代表委員からお願ひいたします。

○岡安委員

使用者側としましても、引上げは必要だということは理解しておりますし、物価高ということを考えれば、労働者側からおっしゃっていただいている65円という数字も決して不当ではないとは思っております。ただ、企業の置かれた状況も様々でして、これに耐えられない企業も多数いると考えますと、なかなか65円という数字で合意するというのは難しいかというところで、やはり60円から65円の間のどこかで本来議論を進めていくべきところではありますが、冒頭でも申し上げましたとおり、生活の安定をいち早く行き渡らせるという観点で、本日、公益案を出していただけるということでしたら、それに対して我々としては判断ていきたい、そのように考えております。

○中山部会長

はい、ただ今、労使双方から改めてお考えを伺いましたけれども、一致には至っておりません。公益委員といたしましては、いろいろと検討いたしましたけれども、これ以上、歩み寄りは難しいものと判断いたしました。

従いまして、これから公益案を示しまして採決したいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

(労使双方、異議なし)

○中山部会長

では、公益案をお示しして、採決を行うことにしたいと思いますけれども、まず、公益案をまとめさせていただくために、公益代表委員は一旦退席させていただきます。その間、本専門部会を休会といたしますので、しばらくお待ちください。

(公益委員のみ退席、一旦休会)

○中山部会長

公益案がまとまりましたので、専門部会を再開いたします。

(公益案を会長が確認)

(全委員に公益案を配付)

○中山部会長

それでは、事務局から公益委員案を読み上げてください。

○佐野賃金課長

それでは、公益委員案を読み上げさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

愛知県最低賃金 現行最低賃金額 時間額 1,077 円

時間額 引上額 63 円 引上率 5.85 %

最低賃金額 1,140 円

効力発生の日 法定発効日 令和 7 年 10 月 18 日

ここで、法定発効日についてご説明させていただきますが、専門部会にて金額の調査審議の後、本日 10 時から開催予定の第 522 回愛知地方最低賃金審議会において、専門部会の報告の後に改正金額の答申をいただく予定となっております。

答申後は、公示を行い、異議申出があれば、9月8日の異議審の開催を予定しており、その異議審において改正金額が決定した場合は、その後官報公示を行い、最短で30日経過後の10月18日（土）が発効日となります。以上です。

○中山部会長

ありがとうございます。

公益案として、引上げ額63円ということで示させていただきました。

最低賃金は三要素を考慮して決めるということになっています。労働者の生計費、労働者の賃金、事業の賃金支払能力というものですけれども、特に今年度、公益が重視しましたのは、労働者の賃金と労働者の生計費というところになります。愛知県の調査ですけれども、2025年春季賃上げ要求・妥結状況調査の結果というものが、最初の資料にありました。その資料では、平均賃上げ率は5.40%となっておりました。これを1,077円に普通に掛けますと58円になりますが、一方で物価の方も上昇しております、それは労働者の生計費に当たりますけれども、消費者物価指数の対前年上昇率の推移という資料、持家の帰属家賃を除く総合というものがあります。それは昨年の10月から今年の6月の平均が4.1%になっております。食料だけを見ますと、同じ時期の平均が6.8%位上がっているということになります。そういう事を総合的に考えますと、これは中賃の今回の考え方でもありましたけれども、そういう事を十分考慮しますと、労働者の生計費にも十分注意して決めるということになると思います。そうしますと、今言いましたように、総合的に判断すると63円が妥当ではないかというのが公益の見解ということになります。

今、公益案を公益委員が示させていただきました。労使双方とも、考えをまとめる時間が必要であるかと思いますので、ここで再度休会とさせていただきます。再開時刻は9時55分といたしますので、それまでに会場にお戻りいただければと思います。それでは休会いたします。

（労使委員それぞれ退席 一旦休会）

○中山部会長

専門部会を再開いたします。

先ほどお示ししました公益委員案について、採決したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○寺田委員

採決の前に一点だけ述べさせていただきたいと思います。

案につきましては、わかりましたが、消費者物価指数の食料のところで 6.8% と出ていました。総合的なところで、我々としては、その食料品の物価指数が上がったというところは、単純にそういうところを拾ってきて、これまで組み立ててきたつもりなのです。単純にそういうものがダイレクトに総合というところが、どういったものが考慮されたかというのを教えていただければと思います。

○中山部会長

総合というのは。

○寺田委員

総合的に、です。

○中山部会長

総合的に。ここの地域の数値のところで、春闘の賃上げ率がありますよね。そこだと 58 円になるわけですけれども、それはあくまで 4 月の結果であります。最近、4 月から 7 月にかけても物価は多少上がっているわけですし、そういうところで 58 円では少ないということなので、ただ物価指数の食料だけで全部を見るのもやりすぎだと思いますということで、その辺、金額がというのがあるのかかもしれませんけれども、プラス 5 円くらい、63 円くらいが適当ではないかというのが見解です。他に補足はありますか、公益委員よろしいですか。

(特になし)

○中山部会長

ということです。

○寺田委員

はい、わかりました。

○中山部会長

それでは、採決に入りたいと思います。

事務局は、委員の方に用紙を配付してください。各委員の方は、配付された用紙に記入をお願いします。

(事務局が各委員に採決用紙を配付し、各委員は採決用紙に記入)

(採決用紙を回収し、投票数を確認後、部会長に開票結果を報告)

○中山部会長

採決の結果が出たようですので、事務局は、採決の結果を報告してください。

○白川賃金指導官

ご報告いたします。

公益委員案に賛成は、公益 2 名、使用者側 3 名。

公益委員案に反対は、労働者側 3 名となります。

○中山部会長

ありがとうございます。

採決の結果を発表します。

賛成は、公益 2 名、労働者側 0 名、使用者側 3 名で、合計 5 名です。

反対は、公益 0 名、労働者側 3 名、使用者側 0 名で、合計 3 名になります。

以上のとおり、賛成多数と認めます。よって、公益委員案をもって専門部会報告とさせていただきます。

それでは、本審への報告書（案）を審議いたしますので、事務局は用意をお願いします。

また、事務局は、「中央最低賃金審議会長から厚生労働大臣あての答申文一式」を配ってください。

（報告書（案）を部会長に提示）

（部会長確認後、各委員に報告書（案）と答申文一式を配付）

○中山部会長

今回の愛知県最低賃金の改定額を審議する中でも話に出ましたが、賃上げと投資がけん引する成長型経済を早急に実現するため、特に中小・小規模企業に対して、官民が一体となって継続的に賃上げできる環境整備に取組んで行くことが重要であると考えております。

今、お配りしました中央最低賃金審議会長から厚生労働大臣あての答申文の記の 4 から 13 に、政府への要望が記載されております。こうした点も踏まえまして、報告書（案）には、愛知労働局に対して、この答申文の記の 4 ないし 13 に留意しつつ、最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業への支援の強化を要望する旨を記載させていただいております。

それでは、事務局から報告書（案）を読み上げてください。

○佐野賃金課長

それでは読み上げます。

(案)

令和7年8月21日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山徳良 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県最低賃金専門部会

部会長 中山徳良

愛知県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月3日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

また、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、別紙2のとおり令和5年10月1日発効の愛知県最低賃金(時間額1,027円)は、令和5年度の愛知県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、愛知県最低賃金の改正決定に伴い、県下の最低賃金制度を適正に運営するに当たっては、愛知労働局に対して、令和7年8月4日付け「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の記4ないし13に留意しつつ、最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等への支援の強化を要望する。

本件の審議に当たった当専門部会の委員は別紙3のとおりである。

別紙1

愛知県最低賃金

1 適用する地域

愛知県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,140円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年10月18日

別紙2

愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

1 最低賃金

(1) 件名 愛知県最低賃金

(2) 最低賃金額 時間額 1,027円

(3) 発効日 令和5年10月1日

2 生活保護費

(1) 比較対象者 18歳～19歳・単身世帯

(2) 対象年度 令和5年度

(3) 生活保護費(令和5年度)

生活扶助基準（第1類費 + 第2類費 + 期末一時扶助費）の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（104,379円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額（注）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1か月換算額

1,027円（愛知県最低賃金）×173.8（1か月平均法定労働時間数）×0.807
(令和5年度可処分所得の総所得に対する割合) = 144,044円

なお、別紙3の委員名の読み上げは省略させていただきます。

報告書（案）の読み上げは以上です。

○中山部会長

はい、ありがとうございます。ただ今、読み上げていただきました報告書（案）について、何かご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告書（案）で、本日開催予定の本審に報告することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（全委員の承認確認）

○中山部会長

ありがとうございました。報告書（案）は専門部会で承認されましたので、案を取った正本を作成しまして、当部会の報告内容として、本日開催されます本審に報告することといたします。結審にあたりまして労働基準部長からご挨拶があります。よろしくお願ひいたします。

○高橋労働基準部長

委員の皆様方におかれましては、酷暑の中、本当に熱心にご審議いただきましたことにつきまして、心より感謝申し上げます。

特に今年度につきましては、中賃の目安の遅れ、急遽4回目の開催といった中で、非常に皆さまご多忙の中、日程調整していただきまして、この熱心なご審議いただきましたことにつきまして、本当に感謝申し上げます。

残念ながら、公労使一致にはなりませんでしたが、いずれにしましても 63 円というのは過去に例のない最大の引上げでございますので、私ども労働局としましても、緊張感を持った上で今後の手続きを進めてまいりたいと思いますし、特に報告書にございます、なお書きの部分でございますが、中小企業・小規模事業者への支援につきましては、現在も管下の労働基準監督署、ハローワーク総力をあげて、働き方改革推進支援助成金、業務改善助成金をはじめとした各種助成金、あるいは中企庁さんの補助金、そういう周知を行っているところ、利用勧奨を行っているところでございますが、今後につきましても、皆さまのご協力を賜りながら、一層の利用勧奨に努めてまいりたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

○中山部会長

どうもありがとうございました。

それでは最後に、議題(2)「その他」に入りますが、労使各側から、何かございますでしょうか。

(特になし)

○中山部会長

よろしいでしょうか。事務局から連絡等ありますでしょうか。

○佐藤主席賃金指導官

事務局からご連絡を申し上げます。

第522回愛知地方最低賃金審議会は、本日午前10時からとなっておりましたが、閉会後続けて、KKRホテル名古屋「福寿の間」において開催いたしますので、ご移動をよろしくお願ひいたします。以上です。

○中山部会長

本日の議事は全て終了しました。皆様方のご協力によりまして、本日専門部会報告を取りまとめることができましたこと、心よりお礼申し上げます。

以上をもちまして、第4回愛知県最低賃金専門部会を閉会といたします。お疲れ様でした。ご移動をよろしくお願ひいたします。